

国民の裁判を受ける権利の後退を許さない
～民事裁判手続のIT化に関する意見書～

2020年12月22日

自 由 法 曹 団

目 次

第 1	はじめに～わが国の民事裁判手続の IT 化と本意見書の目的	1
第 2	民事裁判手続の IT 化に関するこれまでの議論状況	2
1	未来投資戦略 2017	2
2	裁判手続等の IT 化検討会	2
3	民事裁判手続等 IT 化研究会	2
4	現在の民事裁判手続の IT 化の議論状況	3
第 3	国民の「裁判を受ける権利」の後退をもたらす改正項目	5
1	オンライン申立の義務化について	5
(1)	法改正の概要	5
(2)	オンライン申立の義務化をもたらす「裁判を受ける権利」の後退	5
(3)	オンライン申立は任意によるべきもので、義務化は必要ない	6
(4)	小括	7
2	口頭弁論期日について	7
(1)	法改正の概要	7
(2)	改正案の問題点	7
(3)	口頭弁論が果たす役割の重要性	8
(4)	改正案は裁判を受ける権利を後退させる	9
3	新たな訴訟手続（特別な訴訟手続）の創設に反対する	9
(1)	「新たな訴訟手続」の概要	9
(2)	特別訴訟は、訴訟法の原則に反しており、憲法 32 条が保障している「裁判を受ける権利」を害する	11
(3)	特別訴訟を創設する立法事実を欠いている	12
(4)	乙案固有の問題点	13
(5)	民事訴訟全体に悪い影響を与えるおそれがあること	15
(6)	小括	16
4	新たな「和解に代わる決定制度」の創設に反対する	16
(1)	「和解に代わる決定制度」の概要	16
(2)	「和解に代わる決定制度」は、訴訟法上の原則に反し、国民の裁判を受ける権利を侵害すること	17
(3)	「和解に代わる決定制度」を創設する立法事実がない	18
(4)	小括	18
第 4	終わりに	19

第1 はじめに～わが国の民事裁判手続のIT化と本意見書の目的

わが国の民事裁判手続のIT化は、現行の民事訴訟法が施行された1996年に、電話会議システムや、FAXによる準備書面等の提出を可能とする形でスタートした。2004年には、同法の改正が行われ、同法132条の10（電子情報処理組織による申立等）が制定されることで、法律上は電子情報処理組織による申立等が可能となった。2006年には、支払督促手続についてオンラインによる申立等を可能とする督促手続オンラインシステムも導入されていた。しかし、その後、安定性・セキュリティを含めた信頼性のあるシステムが作られることはなく、民事裁判のオンラインによる申立等は実現しなかった。今般、民事裁判手続のIT化を急激に進めようとする議論の背景には、この進展のなかった約10年の遅れを取り戻さなければならないという誤った「使命感」があるように思われる。

しかし、民事裁判手続のIT化は、国民の「裁判を受ける権利」（憲法32条）の行使の機会向上のために実現されるべきものである。IT化それ自体が目的とされるような制度設計であってはならない。

もともと民事裁判手続のIT化の議論は『司法制度改革審議会意見書』において提起されたものであり、『裁判所へのアクセスの拡充』の一内容として、裁判所の人的、物的基盤の拡充、夜間・休日サービスの導入などと共に位置づけられていたものである。しかしながら、裁判所の人的、物的基盤の拡充、夜間・休日サービスの導入などは一向に進まない中、IT化の議論だけを急ピッチで進めることは、本来の目的を逸脱する恐れがある。後に述べるように「オンライン申立の義務化」などは、IT弱者等を裁判所から遠ざけ、「裁判を受ける権利」の後退をもたらすものであり、まさに本末転倒となっている。

また、裁判迅速化法（2003年7月9日成立）の成立過程で、裁判の充実がおろそかにされたまま迅速化だけが進むことを警戒した日弁連等の法案修正活動により、1条で法の目的が「公正かつ適正で充実した手続の下で」裁判の迅速化を図ることによって国民の期待に応える司法制度の実現に資することにあると規定され、基盤整備法としての性格を規定されたことも、忘れるわけにはいかない。そもそも、公正な裁判は、公開の法廷において、傍聴人参加のもとに、リアルなやり取りが展開されることにより実現されるものである。このような公正な裁判を受ける権利が、民事裁判手続のIT化によって、蔑ろにされることがあってはならない。

本意見書は、民事裁判手続のIT化の中で検討されている諸項目のうち、国民の裁判を受ける権利の侵害となるものについての問題点を指摘し、反対の意見を表明するものである。以下、民事裁判手続のIT化に関するこれまでの議論状況を紹介し、そのうえで、国民の「裁判を受ける権利」との関係での問題点を指摘することとする。

第2 民事裁判手続のIT化に関するこれまでの議論状況

1 未来投資戦略2017

2017年6月、内閣は、「未来投資戦略2017」を閣議決定した。そこでは「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点から関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討」することが明記されている。背景に、世界銀行が毎年発表する“Doing Business 2017”において、裁判所手続に関するわが国のランキングが、OECD35カ国中23位、世界190カ国全体でも48位という低位に評価されていたことがある。

IT化がわが国の利用者（国民）の立場で推進されることには意義がある。しかし、裁判を受ける権利は、すべての国民に認められる憲法上の権利であり、IT化の利便性は、この国民全体の裁判を受ける権利の行使の機会向上につながるかという観点において評価されるべき一要素に過ぎない。この「未来投資戦略2017」における民事裁判手続のIT化は、ITに精通した者、特に企業の立場での利便性の検討が中心であり、国民の「裁判を受ける権利」に言及することなく「迅速かつ効率的な裁判の実現」を目的としていた点に、大いに欠陥があったと言わざるを得ない。

2 裁判手続等のIT化検討会

2017年10月、内閣官房に「裁判手続等のIT化検討会」が設置された（座長：山本和彦一橋大学大学院法学研究科教授）。同検討会は、2018年3月、「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ－「3つのe」の実現に向けて－」と題する報告書（以下、「検討会報告書」という。）を発表した。「3つのe」とは、民事訴訟手続における①e提出（e-Filing）、②e法廷（e-Court）、③e事件管理（e-Case Management）という観点から、それぞれ民事裁判手続のIT化を実現していこうとするものである。

この検討会報告書は、裁判手続等のIT化の基本的方向性として、利用者目線に立った上で、訴訟記録の全面的な電子化を前提とする「裁判手続の全面IT化」を目指すべきとしている。もっとも、検討会報告書は主としてIT機器を利用できる者や、裁判所をはじめとする法曹関係者の利便性・業務効率の向上の検討を中心としている。この検討会報告書において「訴訟事件に占める本人訴訟の割合が相当高い我が国の現状を踏まえると、国民の裁判を受ける権利の実質的保障の観点から、IT化に伴い、国民の司法アクセスを一層向上させていく観点も重要」（傍点は原文にはない）と指摘していた点が、法改正にあたって極めて重要であることを忘れてはならない。

3 民事裁判手続等IT化研究会

その後の2018年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」は、上記検討会報告

書を踏まえ、民事裁判手続等の全面 IT 化の実現を目指し、2019 年度中の法制審議会への諮問を視野に入れた検討・準備を行うとしている。しかし、依然 IT に精通する者、特に企業の立場からの IT 化戦略が主であり、国民の立場からの検討が極めて不十分であった。

同年 7 月、公益社団法人商事法務研究会に「民事裁判手続等 IT 化研究会」が設置された。同研究会は、その後、2019 年 12 月までの間に合計 15 回の研究会を開催し（座長・上記山本和彦教授）、同月「民事裁判手続等の IT 化研究会報告書－民事裁判手続の IT 化の実現に向けて－」（以下、「報告書」という。）を発表した。報告書は、総論においてオンライン申立の義務化等や訴訟記録の電子化に言及した上で、訴えの提起、送達等、口頭弁論や証拠、証人尋問等々民事裁判の全般にわたった IT 化の各論につき、詳細に検討・言及している。

もともと、この報告書は、国民の裁判を受ける権利という観点からみると、「一層向上させる」はずだった国民の司法アクセスにつき、「高齢者や障害者、さらには IT 機器を保有していない者やその操作に習熟していない者の権利を害することがないよう」（報告書 5 頁）、「IT に習熟していない者などの裁判を受ける権利の行使を阻害することがないよう、また司法アクセスを後退させることとならないよう」（同 10 頁）と、向上させるはずだった司法アクセスの現状維持を是とし、IT 化それ自体を目的とするかのような言及に変遷してしまった。また、この報告書は、後述する民事裁判手続の IT 化とは関係のない法改正（特別な訴訟手続、和解に代わる決定等）も企図していた。この IT 化を自己目的とする制度改変、IT 化とは関係のない制度改変については、国民の裁判を受ける権利の行使の機会向上とは直接関係ないものであるから、別途、個別に慎重な必要性、弊害等々の議論が必要であることはいうまでもない。

4 現在の民事裁判手続の IT 化の議論状況

2020 年 2 月より、高裁所在地の地裁及び知財高裁（但し、東京・大阪は一部の裁判部を除く）において、現行法の下での「teams」を利用したウェブ会議の試行がはじまり（e 法廷）、その試行は、他の地方裁判所にも拡大している。

時を同じくする同年 2 月 21 日、法制審総会にて、「時代に即して、民事訴訟制度をより一層、適正かつ迅速なものとし、国民に利用しやすくするという観点から、訴状のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論期日の実現など民事訴訟制度の見直しを行う必要がある」とする諮問がなされ（諮問第 111 号）、同諮問に基づき、本年 6 月開始以来、すでに 6 回の部会が開催されている。12 月 25 日の部会から中間試案の検討に入り、来年（2021 年）1 月 22 日の部会の議論、そして 2 月 19 日の部会で中間試案を取りまとめる。短期間でパブリックコメントを求めた上で、部会での検討を続け、12 月までには最終報告を取りまとめ、2022 年 2 月の法制審総会で決定され、同年の通常国会に民事訴訟法改正案を上程し成立を期す、という極めてタ

イトなスケジュールで動いている。

しかし、法制審を含め、これまでの民事裁判手続の IT 化の議論は、企業、IT 機器を利用できる者、そして裁判所をはじめとする法曹関係者の利便性、効率性に重きが置かれ、すべての国民の「裁判を受ける権利」の行使の機会向上につながるかという視点の検討が不足している。我が国の民事裁判手続を根底から変える「民事裁判の全面 IT 化」の法改正であるにもかかわらず、先に議論の終期が定められ、しかも審議を開始してわずか 9 か月程度で法改正の大枠を左右する中間試案をまとめ、パブリックコメントを踏まえた審議期間もわずか 6～7 か月程度で最終報告（実質的な民訴法改正案）を実現しようとするスケジュールリングから、IT 化ありきの批判は免れない。仮に、民事裁判手続の IT 化が、わが国の IT 機器を利用できる者の「利便」に資する点があったとしても、IT 機器を利用できない者等の裁判を受ける権利の行使を困難・萎縮させるものである場合、それは憲法の人権保障に反するものであり、国民の「裁判を受ける権利」の侵害にほかならない。私たちは、このようなことを断じて容認するわけにはいかない。

以下、「裁判を受ける権利」の侵害となる具体的な改正項目を取り上げ、問題点を述べる。

第3 国民の「裁判を受ける権利」の後退をもたらす改正項目

本項で取り上げる各改正項目は、国民の「裁判を受ける権利」の重大な後退をもたらすものであり、明確に反対の意思を表明する。

1 オンライン申立の義務化について

(1) 法改正の概要

報告書では、冒頭の第2の1項において、オンライン申立の義務化と題する報告がなされていた。具体的には、オンライン申立を原則義務化する考え方（甲案）、オンライン申立を士業者に限り義務化する考え方（乙案）、オンライン申立の利用を任意とする考え方（丙案）の3つの考え方を提示し、まずは民事訴訟法132条の10の規則を制定するなどして丙案を実質的に実現し、その後、国民におけるIT化の浸透度を考慮して、国民の司法アクセスが後退しないことを条件として、甲案を実現することを目指しつつ、その過程において乙案を実現するとの報告がなされている。法制審民訴法（IT化関係）部会の第5回会合（2020年11月6日開催）では、甲案と乙案のそれぞれについて実務的にどうなるかの検討をしておくという形ではあったものの、すでに甲案と乙案しか選択肢がないかのような議論がなされ、一委員から丙案も選択肢として残っていることの確認を求められるような状況となっている。

(2) オンライン申立の義務化がもたらす「裁判を受ける権利」の後退

しかし、このオンライン申立の義務化は、情報テクノロジー（IT）の壁の外側のIT機器を利用できない（不得手の者も含む）国民（特に本人訴訟）の「裁判を受ける権利」の行使を著しく困難もしくは萎縮させる。

この点、裁判所や弁護士会、司法書士会では、裁判手続に関するサポートを充実させる議論を進めているが、どこがどう担うのか、地域的にもカバーできるのか、費用負担はどうか等、不明である。この点を明確にできなければ、非弁行為の招来といった弊害をもたらしかねない。また、仮に充実したサポート体制を構築できたとしても、本来国民が単独で行えた裁判手続（申立の場合も応訴の場合も）が、サポートを受けなければ対応できないといった事態がもたらされること自体、裁判を受ける権利の行使を著しく困難もしくは萎縮させるものであり、裁判を受ける権利の後退である。実質的に情報テクノロジー（IT）の使用を強制し、対応できない者の裁判を受ける権利の後退をもたらす制度設計は許されない。

実際、法制審の議論でも、義務化に対して懸念を示す委員の意見が複数出されている。注目すべきは、この懸念を示す意見に対し、義務化に支持・賛意を示す委員の意見は、効率性・利便性（裁判所や相手方の業務負担、書類保管の負担の軽減等）を理由に挙げるも、情報テクノロジー（IT）を有さない、もしくは精通しない国民の裁判を受ける権利の行使の保障については、サポート制度の存在以外何ら解決策が明示できてい

ない点である。しかも、議論されているサポート制度は、利用する（利用せざるをえない）国民の費用面の負担や、サポートを担う法曹の負担をどのようにするのか等々課題が山積みである。また、本来、裁判所が国民をサポートすることが（特に記録の電子化関係等）裁判所の役割であるにもかかわらず、裁判所以外に委ねようとする議論状況もある。このようにサポート制度の内容すら定まっていなのに、オンライン申立の義務化の議論が先行している現状は、拙速との誹りを免れない。

(3) オンライン申立は任意によるべきもので、義務化は必要ない

国民の裁判を受ける権利は、すべての国民が享受できる憲法上の権利である。この権利行使の機会向上が、民事裁判手続の IT 化の本来的使命であり、利便性は、この裁判を受ける権利の行使の機会向上に資するかどうかの観点から検討されるべき一要素に過ぎない。

裁判等の申立には、個人の極めてセンシティブな情報が多数含まれているのが常である。こうしたセンシティブな情報について、オンライン化することによる漏洩を危惧する者が少なくないであろうことは容易に予想される。こうしたプライバシー上の懸念、あるいは自己決定権（憲法 13 条）を無視することは決して許されない。現在、プライバシー権に関しては、個人に関する情報の取り扱いのすべてに本人同意を要することが世界基準となっており（例えば GDPR-EU における一般データ保護規則）、その観点からもオンライン申立の義務化は許容することができないといわなければならない。結局のところ、オンライン申立の義務化は、その「利便性」よりもプライバシー保護を重視したいと考える者の裁判を受ける権利を奪うことになるのである。

民事裁判手続の IT 化が、セキュリティを含めて信頼できるシステムを構築するとともに、真に国民の利便性に資する制度であるならば、義務化をせずとも、必然的に利用者は増えていく。そのメリットをより充実させることで、利用者の多くがオンライン申立を選択するようになることは想像に難くない。例えばオンライン申請を認めている登記手続は従来の窓口申請も併存させているし、司法における IT 制度の先進の例としてあげられる大韓民国でも弁護士を含めてオンライン申立を義務化する制度になっていないが、実際にはいずれもオンラインの申請・申立が広く利用されてきている。義務化は必要ないのである。

現在の民事裁判手続の IT 化の議論は、低位にあるとされるわが国の司法の IT レベルを、急激に引き上げたいという政府＝行政側の思惑に引っ張られており、上記のような、義務化をせずとも、時の経過と制度の普及によって IT 化が徐々に実現・浸透していくという点を看過している。

オンライン申立は、国民は当然のこと、士業者にも義務づけは必要ないものである。

しかも、IT 化が進んでいる諸外国の例をみても、最初は訴訟記録の電子化から、それも一気にではなく、相応の期間をかけて段階的に整備・拡充してきたものである。日本の議論と異なり e 法廷から開始した例は皆無であり、また、未だ e 法廷を広範囲に

実施している例は多くない。まずは、信頼性（セキュリティを含め）・安定性・利便性の確保されたシステム作りから開始されるべきである。諸外国では、日本でいう士業（専門家）についても、義務化（強制）ではなく利便性での誘導で定着を図っている。一部の国（ないし連邦国家での一部の州もしくは一部の種類の裁判所）で専門家に義務化している例はあるも、トップダウンではなく、相応の期間をかけてシステムに対する信頼性を確保し定着してから、いわば確認的な状況下での専門家への義務化である。まして、本人訴訟の本人にオンライン提出を義務化している国は、資料を見る限りではシンガポール以外には見当たらない。

日本では、いつ、どのようなシステムが作られるのか、そのシステムは、信頼性（セキュリティを含め）・安定性・利便性がどう保障されるのか、こういったシステム内容さえ未知数の段階で、全面的なIT化の民事訴訟法改正作業が先行しており、順番がさかさまである。

(4) 小括

以上述べたことから明らかなように、オンライン申立の義務化は、その必要性が乏しい上に、国民の裁判を受ける権利の侵害となるものであるから、その導入には反対である。

2 口頭弁論期日について

(1) 法改正の概要

報告書では、口頭弁論期日の規定につき次の改正案を提案しており、法制審民訴法（IT化関係）部会第3回会合（2020年9月11日開催）でも、同様の提案がされている。

(1) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができる。

(2) (1)の期日に出頭しないで(1)の手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

この改正案によれば、裁判所は、「当事者の意見」を聴いた上で、「相当と認めるときは」、「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法」（以下、「ウェブ会議等の方法」という）により口頭弁論を実施することができることになる。

(2) 改正案の問題点

すなわち、この改正案は、当事者が異議を述べたとしても、裁判所の判断でウェブ会議等の方法による口頭弁論期日の開催を決定することを可能とするものである。

本意見書が問題だと考えるのはこの点である。当事者（当事者双方あるいは当事者の

一方) が在廷での口頭弁論期日の開催を要求しているにもかかわらず、裁判所の判断でウェブ会議等の方法による口頭弁論期日の開催を強制することを可能とすることは、直接主義、口頭主義、公開主義といった訴訟原則の長所を減殺し、ひいては裁判を受ける権利を後退させるものというべきである。

(3) 口頭弁論が果たす役割の重要性

本意見書がこのように主張するのは、自由法曹団に所属する弁護士の経験の集積として、口頭弁論が果たす役割の重要性を知っているからである。

例えば公害事件や労働事件など、多数の当事者が原告となり、国や大企業が被告となっている事件がある。双方当事者の代理人も各 10 名を超える事件である。このような事件では、第 1 回期日で、原告訴訟代理人が訴訟の意義、訴状の要点、考えられる争点等について弁論することが多い(多数の原告の例を挙げたが、もちろん、一人の原告の場合も、時には不当訴訟での被告の場合も、同様の事件があるのは当然である)。あるいは、訴訟提起後、相当期間審理を重ねた後、原告が被告に開示を求めていた大部の書証が提出されたとする。当該書証及びそれに基づく準備書面(いきおい書面も大部とならざるをえない)につき、代理人がその要点、訴訟の争点との関係を弁論することもある。当然結審にあたっても同様の弁論が行われる。

原告本人による弁論も重要である。当事者が裁判官の面前で自らの言葉で語ることにより、書面では伝えることのできない当事者の声を裁判官に届けることができる。

一例として、水俣病第 1 次訴訟の最終弁論における原告弁論の一節を引用する。

*「—あの手をほしいのです。女として子どもを産みそろえたばかりの私が茶わんを洗
いよったあの手がほしいのです。この手を見てやってください。力もなく、毎日冷たい
手をぶら下げているカラだけじゃなかですか。あの元気のよかった手がほしいで
す。からだがほしいです。そして自分で働いて子どもを育てたい—」*

また、別の原告の弁論。この原告は、お子さんは姉弟二人とも、そして義母までも発病。介抱に追われ、次の子を産もうか産むまいかと悩む。しかし

*「元気な子どもをひとりだけでも産んどかんと病人が助からない。私が死んだ後、誰
が見てくれるか。」*

そうして産んだ子が、胎児性水俣病だった。今度は頼りにしていた夫が、そして自身も、手のしびれや頭痛に悩まされるようになる。

*「(病気の) 子どもたちで、どうじてこの世を生きていけるのかと思うと、私はどう
しても、死ぬにも死にきれません。ただ子どもたちが将来、人並みの生活をできるだ
けの補償をしていただきたいのです」*

(馬奈木昭雄「たたかい続けるということ」(西日本新聞社)より)

このような弁論が、直接主義、口頭主義の本旨に則った有用なものであり、裁判所の心証形成、充実審理等に重要な役割を果たすことについては大方の同意を得られるであろう。

また、弁論が公開の法廷でリアルな形で行われることも重要である。当事者の家族、事件の支援者・関係者、記者らが固唾をのんで見つめる中で行われるからこそ、弁論が裁判官の心を動かすのである。被告側の関係者の心さえ動かすこともある。また、弁論を直接、公開の法廷でリアルに聞くからこそ、関係者や傍聴者、記者らの心を動かし、正当な解決をとる声や動きにつながるのである。立法的解決への大きな力を発揮することもある。

(4) 改正案は裁判を受ける権利を後退させる

このような弁論についても、ウェブ会議等の方法によっても可能であるとの意見があると思われる。しかし、たとえインターネット等の技術が向上しても、ウェブ会議等の方法による弁論が、当事者が在廷している法廷で裁判官が五感を通じて弁論を聞く場合と比べ、裁判官の得られる情報や感銘力において劣るものであることは論をまたない。また、前述したとおり、傍聴者にとってもモニター越しの弁論では、その効果は大きく減殺される。

繰り返すが、改正案は、このようなウェブ会議等の方法による弁論を異議のある当事者に強制することを可能とするものである。しかし、当事者には、そのような強制を甘受すべき理由はない。ウェブ会議等の方法による弁論の強制は、それを望まない当事者にとっては、直接主義、口頭主義、公開主義の否定となる。当事者は、裁判所に対し、直接自らの声で、自己の主張を述べるべきであり、これを認めない改正案は裁判を受ける権利を侵害するものにほかならない。

(5) 以上より、裁判所の判断でウェブ会議等の方法による口頭弁論の開催を決定できる改正案に断固反対するものである。

3 新たな訴訟手続（特別な訴訟手続）の創設に反対する

(1) 「新たな訴訟手続」の概要

ア 最高裁は、2019年4月、民事裁判におけるITの活用とは直接関係が無い制度であるにもかかわらず、民事裁判手続等IT化研究会の第2読会において、突然、特別な訴訟手続の新設を提案した。

その後、法制審民法（IT化関係）部会の第3回会合（2020年9月11日開催）において、特別な訴訟手続の新設について検討が行われたが、同部会の第6回会合（2020年11月27日開催）からは、突如として、「新たな訴訟手続」という名称が用いられるようになった。ここには、特別な訴訟手続創設につき強い反対意見があったところ、名称を変えて反対意見を封殺し実現を試みようとする思惑や、通常訴訟との関係で、例外となる「特別な」訴訟手続ではなく、「新たな」訴訟手続として、通常訴訟と並列的な訴訟制度を構築しようとする思惑すら推知される。自由法曹団は、通常訴訟を原則とする現行民事訴訟を堅持すべきとの立場から、この「新たな訴訟手続」は、あくまで通常訴訟との関係で例外的な「特別な」訴訟手続であるとして、以

下「特別訴訟」との略語を用いた上で、特別訴訟の創設に反対の意見を述べる。

イ 同部会の第 6 回会合で提案された特別訴訟の制度概要は、以下の 3 つの案である。

【甲案】

特別訴訟は、事件管理システムの利用登録者が、第 1 回口頭弁論期日までに、その利用を求める申述をすることで利用できる。被告は、第 1 回口頭弁論期日の終了までに、通常訴訟に移行させる旨の申述をすることができる。

特別訴訟は、特別の事情がある場合を除き、第 1 回口頭弁論期日から 6 月以内に審理を終結しなければならない。裁判所は、即時に取り調べることができる証拠に限られる。裁判所は、特別訴訟により審理及び裁判をするのを相当でないと認めるとき等、一定の場合には、通常訴訟で審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。

特別訴訟の終局判決に控訴することはできないが、異議申し立てができ、この場合、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。

【乙案】

特別訴訟は、事件管理システムの利用登録者が、第 1 回口頭弁論期日までに、共同の申立てを行うことにより、利用できる。

特別訴訟は、特別の事情がある場合を除き、第 1 回口頭弁論期日から 6 月以内に審理を終結しなければならない。裁判所は、共同の申立てがあったときは、電子答弁書の提出後、当事者双方と審理計画について協議し、その結果を踏まえて審理計画を定めなければならない。審理計画においては、①争点及び証拠の整理を行う期間、②証人及び当事者本人の尋問を行う時期、③口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期を定めなければならない。特定の事項についての攻撃防御方法を提出すべき期間等必要な事項を定めることもできる。

裁判所は、審理の現状や当事者の訴訟追進の状況等を考慮して必要があると認めるときは、当事者双方と協議の上、審理計画を変更することができるが、当事者に審理計画の変更を求める権利はない。当事者のいずれかから通常訴訟に移行させる旨の申述がある場合や特別訴訟により審理及び裁判をするのを相当でないと認める場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。この場合、特別訴訟のために既に指定した期日は、通常訴訟のために指定したものとみなされる。

特別訴訟の終局決定に対しては、控訴が可能である。

【丙案】

新たな訴訟手続に関する規律を設けない。

ウ 甲案は、報告書や法制審民訴法（IT 化関係）部会の第 3 回会合で提案されてきた制度とほぼ同様の制度である。他方、乙案は、同部会の第 6 回会合で初めて示された制度案である。

(2) 特別訴訟は、訴訟法の原則に反しており、憲法 32 条が保障している「裁判を受ける権利」を害する

ア 憲法 32 条は、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利は奪われない」と定めている。ここでいう「裁判を受ける権利」は、公正、適正、充実した審理を求めることができる権利であると解されている。

裁判迅速化法第 1 条も、「司法を通じて権利利益が適切に実現される」ためには、「公正かつ適正で充実した手続の下で裁判が迅速に行われることが不可欠である」と定めている。「公正かつ適正」な裁判であるためには、当事者に対する「手続的保障」が不可欠であり、裁判の本質は、当事者双方に十分な主張・立証の機会を与え、これを尽くした上で、裁判所の判断を受ける点にあるということができる。

これらの大原則を形骸化させる法律は、憲法 32 条の趣旨を逸脱することになる。

イ 以上のような観点から、民事訴訟法上、裁判官が判決を下すことができるのは、当事者双方が主張・立証を尽くし、審理が尽くされ、「訴訟が裁判をするのに熟したとき」（民事訴訟法 243 条）とされている。法制審民訴法（IT 化関係）部会の第 3 回会合においても、「弁論主義の下において、当事者が自身の責任で自身の主張や相手方の主張に対する反論を尽くすことが重要」と指摘されていた。

諸外国の例をみても、民事紛争全般について、特別訴訟制度を採用している国の報告例がなく、そのような制度を具体的に提案する研究や論文もない。審理期間や主張立証の機会を制限する特別訴訟は、公正かつ適正な裁判を受ける権利を形骸化させ、憲法 32 条を侵害する。

なお、最高裁は、特別訴訟が許容される論拠として、係争額が少ない少額訴訟や労働審判など、特別の手続が法定されていることを指摘するが、簡易裁判所の少額訴訟についても、労働審判（訴訟手続ではなく非訟手続である上に労使双方の審判員が加わる審判体）についても、明らかに制度趣旨や手続が異なる制度であり、比較対象とすること自体、不適切である。

ウ 裁判は、当事者が主張立証を尽くし、権利の実現（もしくは防御）を目指す制度であり、事前に、訴訟の相手方の主張や保持している証拠を把握できていないことも多く、その趨勢は極めて流動的である。特別訴訟は、脆弱な根拠しかない訴訟の初期の段階で、当事者から同意を取り、それを理由に訴訟上の主張・立証の機会を制限する制度である（乙案も 6 か月の期間制限と審理計画により、自ずと主張立証が制約される）。このような特別訴訟制度は、憲法 32 条の法意に悖り、許されないと考えるべきである。

エ 民事裁判利用者に対する調査において、国民が裁判に求めているのは、「公正で充実した裁判」であって、「時間は、それほど大きな要素ではない」との調査結果が出ている。国民は、裁判を真実の発見、真相の解明の場として捉えているのである。

しかし、特別訴訟においては、審理が尽くされない可能性があるため、ラフジャス

ティス（粗雑な審理・判断）の危険性が高まり、誤判のおそれも増加する。現在の訴訟制度でも、地方裁判所の判決の 2 割以上が毎年、高等裁判所で取り消されている（一部取り消しを含む）。特別訴訟は、当事者が十分な主張立証を尽くせないまま判決になる可能性が否定できず、「公正かつ適正」な裁判の実現を阻害する可能性のある制度である。この点につき、甲案で当事者がその判断に異議を出した場合や、乙案で当事者が通常訴訟への移行を申述した場合においては、通常審理への移行が図られるため、上記危険性を回避できるという意見もあるが、通常審理へ移行した場合、第一審の通常訴訟として同じ裁判体が審理を行うこととされている。そのため、同一の裁判体が、特別訴訟での審理を白紙に戻して、通常訴訟としての審理・判断を公正かつ適正に行うことは事実上見込めない。さらに甲案で、一度言い渡した判決を同じ裁判体が覆すことも事実上見込めない。当事者は事実上異議を唱えることを諦め、判決が確定することになる事態が生じる。

(3) 特別訴訟を創設する立法事実を欠いている

ア 訴訟手続の迅速化・期間予測可能性についての考察が十分でないこと

特別訴訟の制度趣旨は、裁判の迅速化、あるいは期間予測の明確化とされている。

しかし、2003 年に「裁判迅速化法」ができ、また、裁判官や弁護士の不断努力もあって、現在の平均審理期間（訴状の受理から終局までの期間）は約 9.1 か月と（2018 年の速報値）、諸外国に比べても遜色ないものになっている。2008 年の時点で、民事訴訟の「迅速化という目的は概ね達成されてきている」と評価できるとする指摘もある（山本和彦「民事訴訟法 10 年」93 頁。山本和彦教授は、長年最高裁の迅速化検証検討会の座長を務められている）。

また、最近では、種々の損害賠償などが増えていて、審理が困難な事件や合議事件が増加している。他方、平均審理期間 6 か月以内の事件もかなりの割合を占めている。つまり全体の平均審理期間を見比べるだけでは、状況を正確に把握できないのである。

なお、上記データは最高裁の迅速化検証報告書によるが、そこでの「平均審理期間」は、「訴状の受理から終局までの期間」を指す。他方、特別訴訟の「6 か月間」は、「第 1 回口頭弁論期日から終結まで」であり、その前後の「訴状の受理から第 1 回口頭弁論期日まで」と「終結から終局（和解ないし判決）まで」の期間は含まれない。この点、特別訴訟に関して「6 か月で裁判が終わる。」とのミスリードになっている懸念がある。

民事訴訟事件の事件数の減少についても、多角的な分析が必要であり、その要因を、裁判の迅速や期間予測の問題と決めつけるのは時期尚早である。少なくとも、我々弁護士との法律相談において、民事裁判の終局までの期間を予測できないことを根拠に、訴訟提起を断念した方は滅多にいない。

特別訴訟を創設しなければならない立法事実を欠いている。

イ 特別訴訟は制度趣旨との間で矛盾を抱えていること

特別訴訟には立法事実を欠くというだけではなく、制度的な問題があり、裁判の迅速化や期間予測の明確化といった制度趣旨との間で矛盾を抱えている。

特別訴訟の甲案も乙案も、第1回期日から結審までの審理期間は6か月とされているが、「特別な事情がある場合」は制限されない。しかも、いずれの制度でも、その途中で、裁判官が「相当でない」と認めたときは、通常訴訟に移行する。判決に対して異議があった場合（甲案）あるいは一方当事者から申立があった場合（乙案）、通常訴訟に移行することになる。

しかし、このような制度では、当初から通常訴訟をしていた方が充実した主張立証ができ、かつ、早期に結論に至るという事態を引き起こしかねない。通常訴訟へ移行すれば、「期間予測の明確化」という制度趣旨も達成できない。しかも、上記例外についての基準はあいまいで、結局は担当裁判官の判断次第であるから「期間の予測可能性」もあるとはいえない。

もっとも、通常訴訟への移行といった救済策を講じなければ、既述のような裁判を受ける権利の侵害が表面化する事態となってしまう。特別訴訟制度は、元々無理のある制度のため、その問題点の対応策として例外を設けざるを得ず、その例外があるが故に制度趣旨を達成できないという大きな矛盾を抱えた制度になっているのである。

ウ そもそも、最高裁は、特別訴訟が必要な場面（事件類型）を示せていない。最高裁の提案を受けた民事裁判手続等IT化研究会において、企業間の紛争で事前に交渉があり、証拠も十分あり争点が明確な事件、交通事故の損害賠償請求事件、発信者情報開示請求事件の3つの事件類型で「なじむ」としたものの「必要」とまでは言っていない。しかも、いずれの事件類型においても、特別訴訟を選択するような事件規模であれば、現行法の下でも、第1回口頭弁論期日から6か月程度で、結審又は和解に至ることが可能であり、あえて特別訴訟を創設する必要はない。

法制審民訴法（IT化関係）部会の第6回会合では、企業間の紛争では複数事業年度にまたがる訴訟の負担が大きいと指摘されているが、上述のとおり、特別訴訟を創設しても事業年度内に終結する保障はどこにもない。

特別訴訟を創設しなければならない具体的紛争類型も想定しがたい。

(4) 乙案固有の問題点

ア 乙案には、審理の計画にも時機に後れた場合の却下決定の導入、訴状及び答弁書に必要な記載事項を定める、「口頭審理のための期日」の新設、ノンコミットメント・ルール制度化、攻撃防御方法の早期提出の義務付け（現行法は「適時提出主義」）と時機に後れた攻撃防御方法の却下、審級の利益を実質的に保障しない等々、民事訴訟制度の重要問題に関わる多くの論点が含まれている。これらの論点は、特別訴訟だけを規律するものではなく、通常訴訟（現在の民事訴訟全般である）の在り方をも変

容させていくもので、別途丁寧な検討が必要である。

このような重要な問題を、特別訴訟の議論の中に持ち込み、しかも、法制審民訴法（IT化関係）部会による中間試案作成を目前にした段階（第2読会）で、突然「新たな訴訟手続」として新規提案するなど「時機に後れた」提案というほかない。

イ 法制審IT化関係部会の第6回会合における提案からは、審理計画を定める協議の時期についての詳細は不明という他ないが、仮に、第1回口頭弁論期日前行う場合、同期日の開催までに相当の時間を要すると考えられる。第1回口頭弁論期日から結審まで6か月とされているが、第1回口頭弁論期日までに現行制度よりも時間を要する可能性があり、提訴から結審までの期間は相当な長さになる可能性がある。「迅速化」「期間予測の明確化」と矛盾することにもなる。逆に、第1回口頭弁論期日の後に審理計画を定める場合は、適正、公正な審理のためには、その協議に相当の期間が必要になるが、そうすると「第1回の口頭弁論の期日から6か月以内に審理を終結」の相当部分を協議に費やしてしまうことになる。

そして、一旦定めた審理計画を裁判所は変更できるが、当事者には変更する権限はない。審理計画と違うことが途中で必要になった場合には、審理計画にも時機に後れた却下決定のリスクがあり、攻撃防御が却下されるリスクもあり、その策定に慎重な対応を取らざるを得ないことは目に見えている。

また、審理計画から後れ、却下された攻撃防御（主張・立証）が、移行後の通常訴訟で提出可能なのかも明らかではない。仮に、移行後も却下されるとなれば、裁判を受ける権利を侵害する制度であることが露呈するものと言わざるを得ない。通常訴訟に移行しても、審理計画で定めた期日は通常訴訟の期日として指定されたことになると提案されているので、通常訴訟としての攻撃防御が事実上制約される懸念がある。

ウ 6か月間という期間制限をする以上、根本的な問題点は変わらない

乙案は、報告書での提案（甲案もほぼ同じ）に対する批判が強いことから、批判をかわそうとして、「当事者双方の共同申立」「主張や立証を明示的には制限しない」「当事者の一方の申立で通常訴訟に移行できる」等とした。

しかし、前述のとおり、6か月間という期間制限をする以上、自ずと主張も立証も制約される。当事者双方の「共同申立て」（これも、例えば同一書面に連名で申し立てることは求められていない）といっても、裁判は流動的である。第6回会議の段階の乙案では「当事者の一方からの申立てで通常訴訟に移行できる」となっているが、通常訴訟に移行しても、十分な審理が保障されるのかは大いに懸念がある（認めないことを可能にできる様々な規律が本文及び説明の中に提案として盛り込まれている。さらには同一の裁判体が通常訴訟の審理を続けるので、訴訟指揮によって否定されることも想定される）。また、当事者の合意があるからといっても、前述したとおり、憲法32条の「裁判を受ける権利」を実質的に保障しているとは言い難い訴訟

制度を作ること自体が許容されないというべきである。

エ 終結から 1 か月以内で判決を言い渡すとの規律も提案されている。主張立証も不十分なまま、1 か月以内で判決の言い渡しをしなければならないとなれば、裁判官は粗雑な判断に流れる懸念がある。そのような判決も判例法を形成することになるのである。

また、裁判官が、6 ヶ月以内の審理計画に基づいた期日をこなして、1 ヶ月以内で判決をするとすると、特別訴訟でラフジャスティス（粗雑な審理・粗雑な判断）に陥るだけでなく、通常訴訟の審理にもしわ寄せがいく懸念がある。

オ 乙案の場合、「新たな訴訟手続」という呼称に示されるように、「6 か月間の新たな訴訟手続」への誘導が強くなされる可能性もある。

さらに、通常訴訟の「計画審理」の進め方や、主張立証の提出時期に対する訴訟指揮や時機に後れた却下決定の取り扱い等にも、影響を及ぼす可能性がある。

カ 報告書や第 3 回会合での資料では、「当事者双方に訴訟代理人が付いている場合に限り」という要件を強調していたにもかかわらず、第 6 回会合では、本文からこの要件を外した。本人訴訟にも適用可能にする案となっており、論外である。

また、消費者と個別労働事件を除外する案を注で記載しているが、これらを除外すればよいというものではない。

(5) 民事訴訟全体に悪い影響を与えるおそれがあること

ア 近年のわが国の民事裁判は、人証調べや検証が大幅に減り、当事者や弁護士から、審理が希薄化、形骸化しているとの指摘もある。仮に、特別訴訟のような審理でも訴訟として認められることになれば、裁判官は当事者の主張や証拠を制限しても裁判することができるように感じようになり、裁判の迅速化という名目で、現在よりも、通常訴訟の審理の希薄化、形骸化が進行する事態が危惧される。

また、特に乙案の場合の懸念される影響については、前述したとおりである。

イ 裁判の迅速化は、審理期間や主張立証の機会を制限して図るのではなく、証拠収集方法の拡充や、裁判官の人数を大幅に増やすなどの裁判所の人的物的拡充で実現すべきである。司法改革で弁護士は大幅に増員されたが、裁判官の増員や司法予算の増額や法律扶助予算の増額は遅れている。司法の基盤を整備することによって、親切で迅速な裁判の実現を図るべきである。

ウ 民事訴訟の IT 化は、わが国の民事訴訟制度を大きく変革するものであり、国民の裁判を受ける権利に直結する重大な問題であることから、その法改正においては、法曹や民事裁判の利用者等の意見を聞くなど、時間をかけて慎重な議論を行う必要がある。そのような慎重な議論が求められる状況において、民事訴訟手続の IT 化と無関係で、法理論上、法制度上の問題を孕んでおり、かつ、立法事実も明らかでない特別訴訟を、IT 化と一緒に検討しなければならない理由はない。

(6) 小括

以上、特別訴訟は、その制度を設ける立法事実を欠いており、その制度趣旨との間でも矛盾を抱えている。加えて、国民の裁判を受ける権利を侵害する、ラフジャスティスを惹起するといった弊害の危険性がある。

そのため、中間試案作成直前で「新たな訴訟手続」として議論を開始したという未成熟な議論の経過も踏まえ、甲案であろうと乙案であろうと、特別訴訟の導入は絶対になされるべきではない。

4 新たな「和解に代わる決定制度」の創設に反対する

(1) 「和解に代わる決定制度」の概要

ア 最高裁は、2019年4月、民事裁判におけるITの活用とは直接関係が無い制度であるにもかかわらず、民事裁判等IT化研究会の第2読会において、突然、「新たな和解に代わる決定制度」の新設を提案した。

その後、法制審民法（IT化関係）部会の第4回会合（2020年10月9日開催）及び同第6回会合（2020年11月27日開催）において、「和解に代わる決定制度」の新設について検討が行われている。

イ 簡易裁判所の訴訟手続において、既に和解に代わる決定が存在しているが、現在検討されている新たな「和解に代わる決定制度」は、これとは全く異なる制度である。

法制審民法（IT化関係）部会の第6回会合で提案されている新たな「和解に代わる決定制度」の概要は、以下のとおりである。

- 1 和解を試みた裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、和解が調わない場合において相当と認めるときは、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を考慮して、職権で、事件の解決のため必要な和解条項を定める決定をすることができる。
- 2 和解に代わる決定に対しては、当事者は、その決定の告知を受けた日から2週間の不変期間内に、受訴裁判所に異議を申し立てることができる。
- 3 上記2の期間内に異議の申立てがあったときは、和解に代わる決定は、その効力を失う。
- 4 受訴裁判所は、上記2の異議申立てが不適法であると認めるときは、これを却下しなければならない。
- 5 上記2の期間内に異議の申立てがないときは、和解に代わる決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

ウ 簡易裁判所の訴訟手続における和解に代わる決定制度（法第275条の2）は、対象事件を金銭の支払を目的とする訴えで被告が争わない場合に限定されており、決定の内容についても、分割払い等を内容とする決定に制限されている。

これに対し、新たな「和解に代わる決定制度」は、当事者が争っているにもかかわらず

らず、かつ、対象事件について何ら制限が設けられておらず、その決定をする時期、内容についても制限がない。

(2) 「和解に代わる決定制度」は、訴訟法上の原則に反し、国民の裁判を受ける権利を侵害すること

「和解に代わる決定制度」は、対象事件や当該決定の時期や和解内容について制限を設けていないに等しいため、訴訟のどの段階で、どのような内容の和解に代わる決定をするのかについては、裁判所の裁量に委ねられることになる。しかし、このような広範な職権行使を裁判所に許すことは、以下のとおり問題が多く、法制審民訴法（IT 化関係）部会の第 4 回会合において同様の指摘もなされている。

ア 第一に、新たな「和解に代わる決定制度」では、裁判所が当事者の求める訴訟物を超えて和解に代わる決定をすることが可能となる。「衡平に考慮し」は、何ら縛りにならない。しかし、民事訴訟における訴訟物の設定・選択は当事者の専権であって、訴訟物を超えたより広い範囲での紛争解決に関し、裁判所がイニシアティブを握ることは、法の予定するところではない。「新たな和解に代わる決定」は、民事訴訟における当事者主義を蔑ろにするおそれがある。

イ 第二に、新たな「和解に代わる決定制度」においては、裁判所が理由を示した判断をする必要がないため、厳格な事実認定をおろそかにした紛争の幕引きが図られるおそれがある。裁判所が事件処理を進めるため、又は判決理由を示すことを回避するための手段として、この制度を濫用し、和解に代わる決定が乱発されるおそれも否定できない。当事者には「判決を求める権利」があるにもかかわらず、この重要な権利を侵害するものである。

現在の和解制度では、裁判官もしくは当事者が和解について意見を述べ、あるいは和解案を提案し、それを当事者が協議し、互譲により和解が成立する。和解は強制されるものではなく、また、裁判官も判決の判断と大きく異なる和解案を出すことに抑制的となることから、裁判官も当事者も互いの意見を聞きながら慎重に協議をする。この現在の実務に何ら支障・問題はない。しかし、新たな「和解に代わる決定制度」は、こういった協議の過程を経ることなく、裁判官において安易に和解に代わる決定を下すことを可能とするものである。

この点、法制審民訴法（IT 化関係）部会の第 6 回会合では、和解に代わる決定の時期に関する要件として「和解を試みた裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、和解が調わない場合において相当と認めるとき」を加える提案がなされたが、裁判所は、いつでも職権で和解を勧誘することが可能であるから、「和解を試みた」という要件は容易に充足できる。また「和解が整わない場合」という要件も、和解が整わなかった事情に何ら制限がないため、これも容易に充足することが可能である。よって、かかる要件は、要件としての縛りの役割を一切果たさないと見える。また、裁判所が和解に代わる決定を行う際に、当事者の意見を聴いた上、異議がない場合に限

ることを要件とするという議論もあるが、本人訴訟の当事者が法の番人である裁判所に異議を申し立てることは容易ではなく、むしろ、裁判所の決定には従わざるを得ないと思ってしまう懸念を払拭できない。また、異議を申し立てたとしても、同じ裁判体が以後の訴訟手続を担う以上、当事者は当該決定よりも不利な判決をされることをおそれて、異議の申立てを諦める事態も危惧される。この点、本人訴訟の場合だけではない。訴訟代理人が就いていたとしても、依頼者にとってより不利益な事態になるリスクがある以上、やはり異議の申立てに躊躇することになる。

よって、当事者への意見聴取や当事者の同意の有無如何にかかわらず、新たな「和解に代わる決定制度」は設けるべきではない。

なお、法制審民訴法（IT化関係）部会第6回会合の提案では、この「和解に代わる決定制度」につき、そもそも当事者への意見聴取も同意も不要とする制度が提案されているが、この提案は、国民の裁判を受ける権利の侵害に他ならず、論外という他ない。

(3) 「和解に代わる決定制度」を創設する立法事実がない

法制審民訴法（IT化関係）部会では「和解に代わる決定制度」の提案理由として、当事者間において和解のための協議が行われ、相互に歩み寄りが見られたが、和解の合意が成立するまでには至らないようなケースで、「和解に代わる決定」が有効との指摘がある。しかし、現行法下では、かかるケースで、当事者の理解を得るためのさらなる協議や裁判官の心証開示などの組み合わせで解決を図っている。また、上記ケースは、現行法の下でも、調停に付した上で民事調停法第17条の調停に代わる決定を利用することも可能であり、法制審民訴法（IT化関係）部会の第4回会合においても実務上の不都合は何ら指摘されていない。

立法事実が存在していないにもかかわらず、上述のとおり、訴訟法上の大原則や国民の裁判を受ける権利を蔑ろにする本制度を設ける必要性はない。

(4) 小括

民事裁判手続のIT化は、わが国の民事訴訟制度に大きな変革をもたらすものであり、時間をかけた慎重かつ丁寧な議論が必要である。そのような時期に、民事裁判手続のIT化とは直接関係のない、しかも弊害があまりにも大きい「和解に代わる決定制度」の議論に多くの時間を費やすべきではない。

「和解に代わる決定制度」は、導入の必要性が乏しく、立法事実も明確でない。むしろ、裁判官の拙速な事件処理や判決回避の見地から濫用される危険性が高く、国民の裁判を受ける権利の侵害となるものであって導入するべきではない。

第4 終わりに

以上、自由法曹団は、憲法上の権利たる「裁判を受ける権利」の後退となる制度（オンライン申立の義務化、裁判所の判断でウェブ会議等の方法による口頭弁論期日の開催を決定する制度）については、明確に反対する。「裁判を受ける権利」は憲法上の権利であって、その擁護の必要性は、手続の利便性によって享受できる利益擁護の必要性を大きく上回るからである。

また、同じく民事裁判手続のIT化とは直接関係ないにもかかわらず、法制審民訴法（IT化関係）部会において制度化が議論されている「特別訴訟」「和解に代わる決定制度」の創設にも反対する。いずれも必要性・立法趣旨が明らかでないことに加え、国民の「裁判を受ける権利」を侵害する危険性を孕む制度であることがその理由である。

民事裁判手続のIT化は、わが国の民事訴訟制度に大きな変革をもたらすものであり、それは国民の「裁判を受ける権利」行使の機会に影響を及ぼす。そのため、制度化の議論には、国民の「裁判を受ける権利」行使の機会の向上につながる有用な制度といえるか否かを、慎重に議論・検討されなければならない。

自由法曹団は、民事裁判手続のIT化に関し、現在の法制審が終期を定めて法制化を進めようとしている点に強い懸念を表明すると共に、とりわけ国民の裁判を受ける権利の侵害となる「オンライン申立の義務化」「裁判所の判断でウェブ会議等の方法による口頭弁論期日の開催を決定する制度」「特別訴訟の創設」「和解に代わる決定制度の創設」には強く反対するものである。

以上